

春緑苑デイサービスセンター（介護予防・日常生活支援総合事業）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人恩賜財団愛知県同胞援護会が開設する春緑苑デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う介護予防・日常生活支援総合事業（以下「事業」という。）は、当該事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員（以下「従業者」という。）が要支援状態にある者又は事業対象者（以下「利用者」という。）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、域包括支援センター、居宅介護支援事業者及び地域の保健・医療・福祉サービス機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

4 サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施機関を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者へ報告することとする。

5 利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 春緑苑デイサービスセンター
- (2) 所在地 春日井市廻間町字神屋洞 703 番地 1

（従業者の職種、従業者数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、従業者数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1人（常勤）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員 2人以上（うち生活相談員又は介護職員のうち常勤1人）

生活相談員は、面接手続き事務等と利用者の処遇に関すること、苦情や相談等に関することとする。

(3) 看護職員 2人以上

看護職員は、利用者の日常生活の介護・指導・相談及び援助を行うこととする。

(4) 介護職員 6人以上（常勤換算、うち生活相談員又は介護職員のうち常勤1人）

介護職員は、利用者の日常生活の介護・指導・相談及び援助を行うこととする。

(5) 機能訓練指導員 2人以上

機能訓練指導員は、利用者の機能訓練に関することと、それに伴う介護職員への指導などをを行うこととする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 （介護予防通所介護相当サービス）月曜日から日曜日までとする。

ただし、1月1日から3日を除く。

（緩和した基準によるサービス）月曜日から土曜日までとする。

ただし、1月1日から3日を除く。

(2) 営業時間 午前8時から午後5時15分までとする。

(3) サービス提供時間 （介護予防通所介護相当サービス）午前9時30分から午後4時40分までとする。

（緩和した基準によるサービス）午前10時30分から午後3時30分までとする。

(事業の利用定員)

第6条 事業の利用定員は次のとおりとする。

(1) 30名（指定通所介護及び介護予防通所介護相当サービス）

(2) 15名（緩和した基準によるサービス）

(事業の内容及び利用料等)

第7条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、指定権者である春日井市の定める額とし、利用者が事業に係る第1号事業支給費の支給を受けることができる者であるときは、指定権者である春日井市の定める額に当該利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(1) 食事の提供

(2) 入浴（一般浴、特別浴）

(3) 日常生活動作の機能訓練

(4) 健康チェック

(5) レクリエーション

(6) 送迎

(7) 口腔ケア

(8) 栄養マネジメント

2 利用者の希望によりサービス提供時間を越えて行った事業の費用は、別表1のとおり徴収する。

3 食費は、別表2のとおり徴収する。

4 おやつ代は、実費を徴収する。

5 おむつ代は、実費を徴収する。

6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 従業者は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、春日井市とする。

(サービスに当たっての留意事項)

第10条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

(1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。

(2) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(3) 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(苦情解決)

第12条 提供した事業に関する利用者又はその家族からの苦情に、迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業所で定めた処理手順に基づき、迅速に対応する。

- (1) 苦情原因を把握する。
- (2) 検討会を実施する。
- (3) 利用者に対応策を説明し、改善に努める。
- (4) 解決困難な場合、保険者に連絡する。
- (5) 再発防止に努める。
- (6) 事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じる。

(虐待の防止のための措置)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用時
- (2) 繼続研修 年2回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人恩賜財団愛知県同胞援護会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 30 年 7 月 1 日改正)

この改正は、平成 30 年 7 月 1 日から適用する。

(平成 30 年 10 月 1 日改正)

この改正は、平成 30 年 10 月 1 日から適用する。

(平成 30 年 11 月 1 日改正)

この改正は、平成 30 年 11 月 1 日から適用する。

(令和元年 10 月 1 日改正)

この改正は、令和元年 10 月 1 日から適用する。

(令和 2 年 4 月 1 日改正)

この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

(令和 3 年 4 月 1 日改正)

この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

(令和 4 年 6 月 1 日改正)

この改正は、令和 4 年 6 月 1 日から適用する。

別表 1

時間	金額
30 分	500 円

別表 2

食費	金額
昼食	530 円